



Contents

巻頭言	P1
第58回社会福祉のフロンティア報告	P2
新規研究員の自己紹介・活動報告	P3
研究例会報告	P4
2024年度春学期活動報告	P5
既刊図書紹介・編集後記	P6

巻頭言

学童保育の問題を考える

関根 未来（立教大学経済学部助教・本研究所所員）

昨今、学童保育の不足や運営難が問題となっている。これまで保育所で起きていた問題が学童保育にも発生し、さらに学童保育ならではの問題も起きている。日本の学童保育は一見するとどの学童保育所も似ているが、実際はこども家庭庁の「放課後児童クラブ」、文科省の「放課後子供教室」、市町村の「放課後児童対策事業（全児童対策）」、「民間学童保育所」の4つの形態となっている。それぞれ目的が異なり、資格者の配置義務や面積基準の有無も異なっている。この複雑な運営体制により、問題解決を図るにも一筋縄ではいかない状況となっている。

2024年5月時点で学童保育待機児童の数は1万8,462人となっている¹。政府は早期に待機児童が解消するよう受け皿の拡大を計画しているが、一方で学童保育の「質」に対する懸念は拭えない。質の確保をめぐっては、2014年に厚生労働省が学童保育の設備運営基準を定めたが、法的拘束力はなく、各自治体が基準を参考にした上で地域の実情に応じた内容に定めることができる「参酌基準」とになっている。こども家庭庁によれば、「1支援単位あたり40人以下」という国の基準を超えるクラスは全体の約4割ある²。大規模化した学童保育所では、子どもの数に対して少ない指導員が配置され、子どもがすし詰め状態になっているところもある。また、指導員の低待遇も長年指摘されている。人手不足が深刻化し、保護者がボランティアとして協力したり、なかには保護者会の役員が実質的に運営の一部を担っ

たりしているところもある。このほかにも、長期休み期間における昼食や学校が始まる前の朝学童などの問題もあり、単純に「量」だけを確保するだけでは問題の解決にはつながらない。

学童保育は草の根活動から始まり、自治体独自に発展してきた歴史がある。1950年代に各地で学童保育が誕生していたが、1997年に児童福祉法が改正されるまで法的根拠が無かった。その後、徐々に政府によって学童保育を含む子育て支援政策が拡充されていくが、各自治体の裁量のまま現在に至っている。自治体独自に政策を展開できるという強みを活かすためには、まずは複雑化した学童保育の行政を整理する必要があるだろう。これまでの厚生労働省と文部科学省の縦割りから脱却した柔軟な学童保育の運営を進めるべきである。また、学童保育は子どもの居場所づくりであると同時に、経済的に恵まれない子どもにとって様々な体験ができる場所もある。新しいことや好きなことを体験したり、学んだりできるよう、公費で様々なプログラムを提供することも必要だろう。

1 朝日新聞「学童待機児童、最多1万8462人」2024年7月20日朝刊。

2 こども家庭庁「令和5年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/dcb39315/20230401_policies_kosodateshien_houkago-jidou_30.pdf、2024.8.26アクセス。

やまゆり園事件から8年、障害者の自立生活を考える —ドキュメンタリー映画『道草』上映会

齋藤 公子（本研究所研究員・事務局）

第58回社会福祉のフロンティアは、映画の上映会だった。上映されたのは、重度知的障害者の介護つき自立生活を描く映画『道草』(2018年制作)だ。上映に続いて『道草』の監督である宍戸大裕氏の講演が行われ、その後は参加者とのディスカッションの時間がもたれた。

映画『道草』の主な登場人物は4人の男性当事者だ。彼らそれぞれの一人暮らしや、介護者や家族、地域の人々との関わりの中で成立する模様や、それに至る過程が描かれていた。彼らは介護者らとともに食べ、眠り、デイサービスに向かったり、散歩をしたりし、その途中で道草もする。そうした時間は概して和やかなものだ。だが、彼らはときに混乱や「行動障害」に陥り、カメラはその様子をも映し出す。

近年、障害者の生活の場は広がりつつあるが、「重度」とされる人のうちには、いまだ入所施設や病院、親元で暮らす人も多い。2014年に重度訪問介護の対象が拡大されて以来、介護を受けつつ自立生活を送る重度身体障害者が増える一方で、重度知的障害者の自立生活は限定的である。

よって、映画『道草』に描かれた当事者たちの生活も稀少な例なのだが、そのことが参加者に伝えられたのは監督の講演の中でだった。宍戸氏が、この映画の制作の契機の一つとして語ったのは、登場人物の一人である岡部亮佑さんの父からの依頼だった。

行動障害がある息子のような人も介護者つきで一人暮らしをしている。だが、そういう生活をしている人は少なく、そういう生活があることを話しても信じてもらえない。岡部さんはお金持ちなんじゃないかとか、東京には特別な制度があるんじゃないかとか、亮佑君は障害が軽いんじゃないって言われたりする。でも、この重度訪問介護を使う人がいないと、制度自体がなくなってしまう可能性があるので、この制度を使った生活を映像で広めてほしい。

(※講演記録からの筆者要約)

そのような「使命」を帯びた映画『道草』であるが、撮

影の模様を語る宍戸氏の口調はときには楽しげだった。登場する当事者たちのカメラを意識した演技者ぶりや、「周囲をほだし」て「使い勝手よく回していく」手法など、宍戸氏の語りはしばしば会場の笑いを誘った。同時に、撮影後さらなる行動障害に苦しんだ人々や、津久井やまゆり園事件での被害を超えて自立生活に踏み出した人の現在も示し、宍戸氏の講演は参加者の理解を深めた。

また、講演後に設けられたディスカッションの時間では、重度知的障害者の自立生活が成立する条件について、多くの質問やコメントが出た。重度訪問介護を提供できる事業者がきわめて限られていること、家族の「覚悟」が必要とされる状況であること、グループホーム事業に参入する民間事業者が増え、問題が生じていること、グループホームの建設に反対運動が起こる場合があること、など。予定していた30分を超え、議論は続いた。

社会福祉研究所が、2016年7月に起きた津久井やまゆり園事件を受けて社会福祉のフロンティアを開催したのは、これが3度目である。そのすべてで司会・コーディネーターを務めた河野哲也所員は、社会の中に障害者との共存の経験が積まれておらず、ときにトラブルが生じる要因として、いまだ続く「分離」を指摘し今回を締め括った。事件発生から8年が経ち、衝撃の記憶さえ薄れつつあったとしても、障害者たちの暮らしはなお続く。それに向き合う社会は、いまださまざまな課題を抱えていることが明らかになった今回のフロンティアであった。



映画『道草』の上映会は現在も各地で開催されている。詳しくは、以下の映画『道草』公式サイトで。
<https://michikusa-movie.com/>

2024年度新規研究員の自己紹介・活動報告

横山 麻衣（愛知大学文学部准教授・本研究所特任研究員）

特任研究員の横山と申します。ジェンダーベイスドバイオレンスの被害者支援体制等について研究をしています。

ジェンダーやSOGIにかかわる相談に対応する公的施設として、男女共同参画センターがあります。公務部門における相談は、社会の不安定化・複雑化によって、2000年以降に行政需要が爆発的に拡大しており、ジェンダー やSOGIにかかわる相談は、今後も行政需要が高まることが予測されます。今年の4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、昨年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律」が施行されているからです。センターは、ジェンダーベイスドバイオレンスのみならず、女性であるがゆえに直面するライフイベントにかかわる相談においても、他の公的機関や窓口に比して利用者による評価が高く、他の公的機関では対応し難い相談ニーズに対応していると言えます。

昨今、このセンターをめぐっては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において機能強化が打ち出され、内閣府男女共同参画局で実施されたワーキンググループでは、センター事業の担い手の労働環境改善の必要性も指摘されています。というのも、相談は、準法律行為的行政行為を担う公務労働であるにもかかわらず、賃金は低廉であり、無償労働も存在するからです。しかしながら、こうした実態は、総務省による「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」や自治労による「自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件制度調査」においても把握がなされてきました。

私が実施した調査票調査および聞き取り調査からは、自治体直営の施設では、賃金が組織内部で規則化される一方で、職務に関しては場当たり的な配分が見られました。また、先行研究で重視されてきた労働組合の介入も、必ずしも見られないケースがありました。また、指定管理者では、外注コストが定額であるがゆえ、職務が拡大しても、積算に反映されず、職務と賃金の不均衡が顕著になる傾向が確認されました。ただし、委託元の自治体が、職務内容を評価し、専門職の最低賃金を充てるよう規定している場合、相対賃金が改善されるケースもありました。しかしながら、大半の施設では低廉な賃金ゆえに担い手不足と高齢化が進んでいます。ジェンダーやSOGIにかかわる公的相談の社会的役割や継続可能性に注目が集まることが望まれます。

和久井 碧（本学社会デザイン研究科博士後期課程・本研究所研究員）

今年度より社会福祉研究所の研究員となりました、和久井碧と申します。障害とアートをテーマに研究をしております。大学卒業後6年間、障害のある方たちへ陶芸を通じて就労支援をしてきました。そこで経験が今の研究につながっています。障害者の福祉的就労の現場は工賃の低さなど様々な課題がありますが、就労ありきの前提にも疑問を持っていました。その後、社会人学生として社会デザイン研究科に入学し、修士論文を書きながら、さらに研究を続けたいと思い、社会デザイン研究科の博士後期課程に進学しました。

障害のある方のアート活動は、2018年に障害者芸術文化活動推進法が施行され、全国でも様々な取り組みが行われてきました。近年注目されてきている障害者のアートの分野ですが、私は修士課程では障害のある方の芸術表現活動が社会において、どのように捉えられてきたか、障害者のアートの言説について研究しました。障害者の芸術活動は、現在の日本ではしばしばアール・ブリュットとして語られます。アール・ブリュットは、日本では主に障害者の作品と同義で使われている言葉です。日本におけるアール・ブリュットの言説を調べる中で、それが障害のある人の芸術作品の魅力を訴えるための特異な言説であるとともに、それらが殊に「純粹性」や、障害者やその表現が既存の文化の外側にいることを強調することに、違和感を感じるようになっていきました。一方、実践の現場ではもっと豊かな経験が繰り広げられているのではないか、という思いとともに、現在は、静岡県浜松市にある、アートを中心に障害のある方と活動をしているクリエイティブサポートレッツという団体にてフィールド調査を行っています。フィールドでは、作品づくりは行われておらず、あるがままを社会へ提示していく、それを文化の起点にしようという活動が中心に行われています。フィールドで行われている独特のケアのあり方や、障害者／健常者、ケアする側／される側が曖昧にされているような実践は、どのような相互行為により成り立っているのか、今後も調査を続けていこうと思います。

近現代日本の「家庭」とは何だったのか

—明治期以降の「家庭」論の系譜

本多 真隆（本学社会学部准教授・本研究所所員）

2024年5月の研究例会（オンライン）で報告の機会をいただきました。2023年11月に刊行した拙著、『「家庭」の誕生—理想と現実の歴史を追う』の内容をもとにした報告です。

「家庭」の歴史を語ることは難しいことです。ひとつは、日常語としてあまりにもありふれた言葉であるため、ひとつの概念として相対化して論じることが難しいという事情があります。そしてもうひとつは、実際に様々な論者が「家庭」に関する議論に関わっていたという歴史的な事実です。

今日の「家庭」という言葉には、こども家庭庁の発足の際に自民党保守派が「家庭」という語をいれることにこだわった経緯などにもあらわれているように、ともすれば保守的なニュアンスがあります。しかしもともとこの言葉は、明治期に「家」に代わる新たな家族像を示す「Home」に対応する言葉として広まつたものであり、キリスト教者、社会主義者などが積極的に用いていました。彼らは、今日では当たり前にも感じられる、夫婦中心で性別役割分業に彩られた「近代家族」的な家族像を、「家庭」という言葉とともに広めようとしたのです。

このように、どちらかといえば革新的な響きをもっていた「家庭」という言葉が、実態としての「近代家族」が広まっていく過程で、徐々に国家や社会に埋め込まれていき、保守的な言葉になっていく、という流れが拙著および報告の基本線です。とはいえ、実態はもっと複雑です。

たとえば拙著と報告では、議論をわかりやすくするために、同時代的にみて新たな家族像を打ち出そうとした側を「革新」、それに対抗した側を「保守」と便宜的に分類しました。しかし「革新」といっても、リベラル志向の論者、キリスト教者、社会主義者では、目指すべき社会像がかなり異なります。「保守」の側も、同時代の「家庭」の多様性に目を向けていた者もいれば、国家主導の画一的な家族像に拘った論者もいます。またこれらの議論の多くは男性によって展開されていたのですが、女性の視点からみると、「保守」と「革新」に共通する男性中心主義的な面も浮かび上がっています。

こうした構図が、歴史の流れとともに社会的状況が変わるとともに階層、ジェンダー、政治的志向などさまざまな変数とともに揺れ動いていきます。結論部では、「家庭」は近代化によって中間集団から「個人」として解き放たれた人びとが追い求めてきた生活基盤を指す言葉、概念だった、と暫定的な結論を出しました。

氣宇壮大なタイトルをつけてしまい、報告はやや盛り込みすぎてしまったという反省もあるのですが、多くの質問や議論をしていただき、大変ありがたい機会でした。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

障害とアートの表象—新聞報道の言説分析

和久井 碧

（本学社会デザイン研究科博士後期課程・本研究所研究員）

2024年6月28日の研究例会にて、障害者とアートの表象というテーマで、初めての研究報告の機会をいただきました。報告では、修士論文の研究成果とともに、博士後期課程で行っているフィールドワークについての報告もさせていただきました。

障害者のアートは近年注目されていますが、その表象、つまりいかに語られてきたかについては十分研究されているとは言い難い状況です。そこで、修士論文では、障害者のアートが、社会においてどのように語られてきたかを研究しました。研究では新聞を取り上げ、その中の言説を抽出し、分析していました。

新聞において初めて障害者のアートが取り上げられたのは1938年の「特異児童作品展」でした。特異児童作品展は、心理学者戸川行男により開催された、千葉県の八幡学園の児童の作品展です。戦後有名になった山下清も八幡学園に入所していました。特異児童作品展に関する言説は障害による特異性に注目し、アートが更生のための契機として捉えられていました。戦後になると身体障害者の作品展の記事が増え、憐れみやはげましの対象とされてきました。1990年代になると、障害者の個性を評価する言説が増え、2010年代になると、「アール・ブリュット」という言葉の普及とともに、障害者のアートの言説は原初性や純粹性を強調するものになってきました。アール・ブリュットとは、フランス人画家ジャン・デュビュッフェが生み出した言葉で、「生の芸術」と日本では訳されています。アール・ブリュットは、既存の芸術システムの外側に位置付けられた人々の作品のことを指しますが、現在日本ではほぼ、障害者のアートと同義で使われています。研究を進める中で、次第にアール・ブリュットの言説に違和感を感じるようになっていきました。そこで、作品を重視し、過度に純粹性を強調する「アール・ブリュット」とは異なった経験が実践の場では行われているのではないかと、現在博士後期課程において、フィールドワークを行っています。報告の後半では、現在行っている静岡県浜松市の福祉施設でのフィールドワークについて報告させていただきました。そこでは、メインストリームとなっているアール・ブリュット的な障害者のアートの枠組みに対する抵抗のような実践も見られます。

まだまだ研究は道半ばですが、貴重なコメントやご質問をいたただくことができました。このような貴重な機会をいただき感謝いたします。引き続き、研究を進め、研究所に微力ながらも貢献できるように精進いたします。

研究例会報告(2024年7月8日開催)

社会保障給付に関する行政の 広報・周知義務について

神橋一彦（本学法学部教授・本研究所所員）

社会保障分野の給付の中には、①まず受給希望者が行政庁に対して申請を行い、②それを承けて当該行政庁が決定（処分）を行うことによって受給権が成立することを前提にして（申請主義）、③実際の給付（受給権の内容）については、要保障事故の発生時に遡及するのではなく、行政庁の決定がなされた以降から開始されるというシステムがとられているものがある。そのようなシステムにあっては、要保障事故が発生し、仮に根拠法令の定める要件を満たしていても、当該給付の制度を知らなかったなどの理由により、申請が直ちにはなされず、結果として一定期間、給付から漏れてしまうという漏給事例が発生し、制度の運用上も問題とされてきた。そして、そのような事例を解消するためには、支給対象者に対する適時かつ適切な行政の教示が望まれるところである。今回の例会では、そのような問題について、リーディングケースとして著名な永井訴訟（第1審＝京都地裁平成3年2月25日判決・判例時報1387号43頁／控訴審＝大阪高裁平成5年10月5日判例地方自治124号50頁）を素材に、私のほうから報告を行った。

この事件については、本ニュースレター53号巻頭言（2021年）でも若干触れたが、児童扶養手当の支給に関するものである。原告である申請者（妻）の夫は、聴覚障害者であるため、原告は、子の出生後少なくとも一定時期まで、夫に頼らざるを得ない状況にあったことをどのように考慮するかが訴訟で問題となった。これについて、第1審は、申請者の出生後6週間については、原告本人に適切な情報提供等がなされなかつたとして、原告の国家賠償請求を一部認容したが、控訴審は、これを否定し、請求を棄却した（確定）。

国の広報・周知義務といつても、放送（現在においては、インターネットも含まれよう。）などを通じた一般的な制度の広報・周知から、窓口レベルでの個別の相談、教示などさまざまなものが考えられるところ、単に制度のあり方にとどまらず、福祉の現場においてどのような問題がありうるかなどについて、有益な議論、意見交換が行われた（なお、永井訴訟については、神橋一彦「児童扶養手当制度に関する国の広報・周知義務」「社会保障判例百選〔第4版〕」（2008年、有斐閣）214頁を参照していただきたい）。

2024年度春学期 活動報告

公開講演会

◆ 2024年7月6日 対面開催（立教大学池袋キャンパス）

第58回 社会福祉のフロンティア

やまゆり園事件から8年、障害者の自立生活を考える——ドキュメンタリー映画『道草』上映会

上映：ドキュメンタリー映画『道草』（2018年制作、95分）

講演：宍戸大裕氏（映像作家、映画『道草』監督）

研究例会

◆ 2024年5月31日 オンライン開催

近現代日本の「家庭」とは何だったのか ——明治期以降の「家庭」論の系譜

報告者：本多真隆（本学社会学部准教授・本研究所所員）

◆ 2024年6月28日 オンライン開催

障害とアートの表象——新聞報道の言説分析

報告者：和久井碧

（本学社会デザイン研究科博士後期課程・本研究所研究員）

◆ 2024年7月8日 オンライン開催

社会保障給付に関する行政の広報・周知義務について

報告者：神橋一彦（本学法学部教授・本研究所所員）



既刊図書紹介



ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門)

2023年6月 弘文堂
福富律特任研究員が責任編集を担当



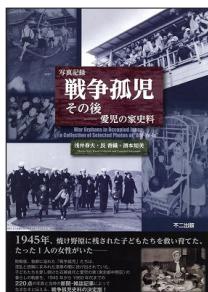
多文化共生社会を支える自治体

2023年7月 旬報社
関根未来所員が第5章を共同執筆



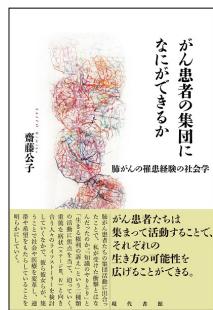
いま、ソーシャルワークに問う —現代社会と実践／理論・養成教育／当事者運動

2023年10月 生活書院
深田耕一郎特任研究員が第8章を執筆



写真記録 戦争孤児 その後 —愛児の家史料

2024年1月 不二出版
酒本知美特任研究員の共編著書



がん患者の集団になにができるか —肺がんの罹患経験の社会学

2024年3月 現代書館
齋藤公子研究員の著書



アフリカ哲学全史

2024年7月 筑摩書房
河野哲也所員の著書

編 集後記

2024年度春学期の社会福祉研究所では、「第58回社会福祉のフロンティア やまゆり園事件から8年、障害者の自立生活を考える——ドキュメンタリー映画『道草』上映会」が開催され、上映後には宍戸大裕監督による講演とディスカッションが行われました。本多真隆所員、和久井碧研究員、神橋一彦所員による研究例会報告が行われ、報告者と参加者のあいだで充実した議論がなされました。ご登壇・ご報告いただいた方、ご参加いただいた方に感謝を申し上げます。

この夏、筆者はコロナ禍で会えていなかった知人や調査協力者との再会、オンラインでしか会えていなかった調査協力者とようやく対面で会う機会が続き、直接会えることのよろこびを分かち合いました。4年の歳月を振り返ると、あっという間にも感じますが、やはりそれなりに長い時間であったように思いました。

これから秋学期が始まります。社会福祉研究所の研究活動に対し、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願ひいたします。(菅森)

立教社会福祉ニュース 第60号 2024年9月30日発行

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所 Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/isw/>

発行責任者：菅沼 隆（社会福祉研究所所長） 編集：菅森、齋藤 制作・印刷：（有）サムクイック